

# 個別注記表

## 1、重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### 有価証券

子会社株式および関連会社株式  
その他有価証券(時価のあるもの)

移動平均法による原価法  
決算日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

その他有価証券(時価のないもの)

移動平均法による原価法

#### たな卸資産

商品

売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

貯蔵品

先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### 有形固定資産(リース資産を除く)

建物

定額法

その他の有形固定資産

定率法

#### 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

#### リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

### (3) 引当金の計上方法

#### 貸倒引当金

一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### 賞与引当金

従業員等に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担すべき額を計上しております。

#### ポイント引当金

販売促進を目的とするポイントカード制度による将来のお買物券発行等の費用発生に備えるため、ポイント残高及び顧客に交付した販売促進券に対して、過去のお買物券発行実績率等に基づき、将来のお買物券回収見込額を計上しております。

|           |   |
|-----------|---|
| 商品券回収損引当金 | 商品券等が負債計上中止後に回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づき将来の回収見込額を引当金として計上しております。   |
| 退職給付引当金   | 従業員等の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。<br>なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しております。<br>数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理することとしております。<br>過去勤務債務については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8年)による定額法により按分した額を費用処理することとしております。 |

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 税抜方式を採用しております。

[会計処理の変更]

(資産除去債務に関する会計基準)

当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。これにより、営業損失及び経常損失は32百万円、税引前当期純損失は762百万円それぞれ増加しております。

(企業結合に関する会計基準等の適用)

当事業年度より「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。

## 2、貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産から控除した減価償却累計額 12,565 百万円

(2)保証債務

次の銀行借入金に対し、保証を行っております。

従業員住宅融資資金 0 百万円

(3)関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 4 百万円

長期金銭債権 1,098 百万円

短期金銭債務 15,886 百万円

長期金銭債務 1 百万円

## 3、損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高 28 百万円

販売費及び一般管理費 794 百万円

営業取引以外の取引 193 百万円

#### 4、株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類   | 前事業年度末     | 増加 | 減少 | 当事業年度末     |
|---------|------------|----|----|------------|
| 普通株式(株) | 46,157,705 | —  | —  | 46,157,705 |

#### 5、税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳  
(単位：百万円)

繰延税金資産

|           |         |
|-----------|---------|
| 退職給付引当金   | 978     |
| 関係会社株式評価損 | 91      |
| 貸倒引当金     | 470     |
| ポイント引当金   | 85      |
| 商品券回収損引当金 | 221     |
| 資産除去債務    | 317     |
| その他       | 97      |
| 繰延税金資産 小計 | 2,260   |
| 評価性引当額    | △ 2,260 |
| 繰延税金資産合計  | —       |

#### 6、リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産の他、POS関連機器・コンピューター一式及び什器備品他は所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

|                           |         |
|---------------------------|---------|
| 1. 当事業年度の末日における取得価額相当額    | 526 百万円 |
| 2. 当事業年度の末日における減価償却累計額相当額 | 468 百万円 |
| 3. 当事業年度の末日における未経過リース料相当額 | 57 百万円  |

#### 7、金融商品に関する注記

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、余剰資金に関する資金運用については銀行預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入等により調達する方針です。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の与信管理実施要綱に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。投資有価証券である株式等は、主に業務上の関係を有する企業（取引先企業）の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。当該リスクに関しては、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達です。また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社では月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日（当期の事業年度の末日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

|                       | 貸借対照表計上額 | 時価       | 差額    |
|-----------------------|----------|----------|-------|
| (1) 現金及び預金            | 572      | 572      | —     |
| (2) 受取手形              | 14       | 14       | —     |
| (3) 売掛金               | 3,907    | 3,907    | —     |
| (4) 投資有価証券<br>その他有価証券 | 2        | 2        | —     |
| (5) 差入敷金保証金           | 19,248   | 18,203   | 1,044 |
| 資産計                   | 23,745   | 22,700   | 1,044 |
| (1) 買掛金               | (7,400)  | (7,400)  | —     |
| (2) 短期借入金             | (18,142) | (18,142) | —     |
| 負債計                   | (25,542) | (25,542) | —     |

（注1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注2）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(4) 投資有価証券

株式は取引所の価格によっています。

(5) 差入敷金保証金

差入敷金保証金の時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（注3）非上場株式（貸借対照表計上額533百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券その他有価証券」には含めていません。

## 8、関連当事者との取引に関する注記

### (1) 親会社及び法人主要株主等

| 属性  | 会社の名称          | 住所     | 資本金<br>(百万円) | 事業の内容<br>または<br>職 | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合<br>(%) | 関連当事<br>者との関<br>係 | 取引の<br>内容                                     | 取引金額<br>(百万円)             | 科目            | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|----------------|--------|--------------|-------------------|-----------------------------------|-------------------|---|---------------------------|---------------|---------------|
| 親会社 | ㈱三越伊勢丹ホールディングス | 東京都中央区 | 50,024       | 純粋持株会社            | (被所有) 直接 100%                     | 百貨店業全般に関わる営業支援    | 被保証債務(注1)<br>保証料の支払(注2)<br>資金の借入<br>利息の支払(注3) | 1,388<br>4<br>7,294<br>63 | 未払費用<br>短期借入金 | 2<br>15,778   |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)被保証債務は、金融機関等からの借入金に対してのものであります。

(注2)一般的な保証料率を参考にして決定しております。

(注3)資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注4)取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

### (2) 子会社等

| 属性                                  | 会社の名称  | 住所     | 資本金<br>(百万円) | 事業の内容<br>または<br>職 | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合<br>(%) | 関連当事<br>者との関<br>係 | 取引の<br>内容              | 取引金額<br>(百万円) | 科目                    | 期末残高<br>(百万円) |
|-------------------------------------|--------|--------|--------------|-------------------|-----------------------------------|-------------------|------------------------|---------------|-----------------------|---------------|
| 関連会社<br>(当該関連<br>会社の子<br>会社を含<br>む) | ㈱浜屋百貨店 | 長崎県長崎市 | 250          | 百貨店業              | 所有直接 27.23%                       | —                 | 資金の回収<br>利息の受取<br>(注1) | 71<br>28      | 長期貸付金<br>(注2)<br>前受収益 | 1,098<br>2    |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保の受入はありません。

(注2)㈱浜屋百貨店への貸倒懸念債権に対し、1,098百万円の貸倒引当金を計上しております。

(注3)取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

### (3) 兄弟会社等

| 属性          | 会社の名称    | 住所     | 資本金<br>(百万円) | 事業の内容<br>または<br>職 | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合<br>(%) | 関連当事<br>者との関<br>係 | 取引の<br>内容       | 取引金額<br>(百万円) | 科目          | 期末残高<br>(百万円) |
|-------------|----------|--------|--------------|-------------------|-----------------------------------|-------------------|-----------------|---------------|-------------|---------------|
| 親会社の<br>子会社 | ㈱エムアイカード | 東京都新宿区 | 1,100        | 金融業               | なし                                | 百貨店業全般に関わる営業支援    | クレジット手数料の支払(注1) | 511           | 売掛金<br>未払費用 | 1,773<br>71   |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)クレジット販売代金の回収については、加盟店契約に基づいており、回収にかかるクレジット手数料については、一般取引条件を参考に決定しております。

(注2)取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 9、1株当たり情報に関する注記

- |               |         |
|---------------|---------|
| (1)1株当たり純資産額  | 201円89銭 |
| (2)1株当たり当期純損失 | 34円00銭  |

## 10、重要な後発事象に関する注記

岩田屋三越の固定資産、及び商品券に関する資産負債の三越伊勢丹への分割について

### (1)組織再編の目的

平成23年4月1日付で、岩田屋三越が有する店舗内固定資産と商品券残高を三越伊勢丹に吸収分割することといたしました。

国内グループ百貨店の店舗内造作物等の固定資産については、三越伊勢丹に集約することで、セントラル管理によるグループ全体を俯瞰した計画的な投資配分を可能としてまいります。また、国内グループ百貨店の商品券発行を三越伊勢丹に集約することで、発行残高管理等の一本化を行い、効率向上を図ってまいります。

### (2)吸収分割の要旨

#### ① 吸収分割の効力発生日

平成23年4月1日

#### ② 分割方式

岩田屋三越を分割会社とし、三越伊勢丹を承継会社とする吸収分割です。

#### ③ 吸収分割に係る割当ての内容

分割会社である岩田屋三越に対する割当ては行われません。

#### ④ 分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

岩田屋三越は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

#### ⑤ 承継により増加する資本金等

該当事項はありません。

#### ⑥ 承継会社が承継する権利義務

三越伊勢丹は、効力発生日において岩田屋三越が有する本件事業に関する資産、負債、契約上の地位その他の権利義務のうち、吸収分割契約書で定めるものを承継します。

#### ⑦ 債務履行の見込み

本吸収分割の効力発生日後における三越伊勢丹及び岩田屋三越の債務履行の見込みについては、問題ないものと判断しております。

#### ⑧ 承継する部門の事業内容

岩田屋三越に係る、造作物等の管理業務及び商品券の発行業務

### (3)実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

## 11、その他の注記

(企業結合に関する注記)

福岡三越との合併について

(1) 合併の要旨

① 吸収合併の効力発生日

平成22年10月1日

② 合併方式

岩田屋を存続会社とする吸収合併方式で、福岡三越は解散いたします。

③ 吸収合併に係る割当ての内容

親会社である三越伊勢丹ホールディングスの完全子会社同士の合併であるため、合併比率の取り決めはありません。また、合併による新株発行及び資本金の増加もありません。

④ 消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

福岡三越は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。